

改正消費者契約法

— 契約取消権の拡充 (基本編) —

弁護士 森貞 涼介

第1 はじめに

消費者契約法(以下、「法」という。)は、平成28年、30年と続けて改正された。平成28年改正は、平成29年6月3日から施行されている。平成30年改正についても、2019年6月15日からの施行を目前に控えている。本稿では、2度の改正によって拡充された契約の取消権に焦点をあてて概説する。

第2 平成28年改正

1 過量な内容の契約の取消し(法4条4項)

事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、当該消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとって通常の分量等を著しく超えるものであることを知っておいた場合における消費者の取消権である。

「通常の分量等」とは、「消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等」(同条項前段)を意味する。

消費者が、既に同種契約を締結していた場合には、同種契約の目的物の分量等も含めて通常の分量等を超えるか否かを判断する(同条項後段)。この場合、同種契約に該当するかの判断に加え、同種契約を含めた場合に過量と言えるかの判断が別途必要であることに留意する。

2 重要事項の範囲の拡大(法4条5項3号)

不実告知(法4条1項1号)における「重要事項」として、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」が規定された。これは、消費者が当該消費者契約を締結する必要性を基礎付ける事実(契約の動機に関する事項)の大部分を捕捉する概念と考えられる(逆に言うと、動機の全てが重要事項というわけではない)。

もともと契約の動機に関する事項も「重要事項」

に含むべきとしていた見解¹からは、今回の改正は、不実告知についてこれを確認したものと理解される。

また、この立場からは、不利益事実の不告知について法4条5項3号の適用が除外されていること(法4条5項柱書括弧書)は次のように説明できる。すなわち、立法に向けた議論において、消費生活相談等の事例の存在から、合意形成に至った不実告知については確認の規定が新設されたが、他方で不利益事実の不告知について、動機に関する事項を積極的に排除する趣旨ではない²。

3 取消権の行使期間の伸長(法7条)

消費者被害救済の見地から、取消権の行使期間が6か月間から1年間に伸長された。

第3 平成30年改正

1 社会生活上の経験不足の利用

(1) 願望の実現に抱く過大な不安をあおる告知(法4条3項3号)

事業者が、消費者が社会生活上の経験が乏しいことから、所定の事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げた場合の取消権である。

「社会生活上の経験が乏しいこと」という要件から、若年者を念頭ににした規定にも思える。が、これは当該契約を締結するか否かの判断を適切に行うことができる程度の経験が不足していることと解すべきであり、この意味では中高年以上であっても「社会生活上の経験が乏しいこと」はあり得る。この点については、法案審議過程での大臣答弁でも、高齢者であっても契約の目的となるものや勧誘との関係で本要件に該当するとされている³。

(2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用(法4条3項4号)

事業者が、消費者が社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を

締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げた場合の取消権である。いわゆる恋人商法を念頭にした規定であるが、勧誘者に対し抱く感情は、恋愛感情に限定されていない。

「社会生活上の経験が乏しいこと」という要件は、上記3号同様、本号の適用対象を若者に限定する趣旨ではない。立案担当者も、恋愛感情だけに限定するのではなく、例えば高齢者が依存するような関係も含むとしている⁴。

2 加齢等による判断能力低下の利用(法4条3項5号)

当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあまり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げた場合の取消権である。

4条3項5号及び6号は、衆議院での法案修正によって追加された。この2の類型は、同条項3号の適用場面と重なる場合があると想定されるが、その場合は重疊的適用があると考えてよいであろう。

3 靈感商法(法4条3項6号)

当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあまり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げた場合の取消権である。靈感商法を念頭にした規定である。「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力」を要件とした立法例は日本に存在しないと思われ、この解釈は確定的ではないが、文理的にあらゆる宗教的能力が含まれると考える。

4 契約締結前の債務内容の実施(法4条3項7号、8号)

(1) 契約締結前の債務の内容の実施(7号)

事業者が、契約前に契約債務の全部又は一部を履行し、実施前の原状の回復を著しく困難にし、それによって、消費者を困惑させ意思表示させた場合の取消権である。さお竹屋が、契約成立前に、当該消費者の家に合わせた寸法で竹を切って(債務の一部を履行)、代金を請求するような場合が典型例である。

(2) 契約締結前に実施した活動に対する損失補償請

求(8号)

事業者が、契約前に契約の締結を目指した事業活動を実施した場合に、正当な理由なく、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げて、消費者を困惑させ意思表示させた場合の取消権である。

5 不利益事実の不告知の要件緩和(法4条2項)

事業者の主観的要件として「故意」が要求されていたが、「重大な過失」も含まれることとなった。この重過失について、わずかの注意をすれば容易に有害な結果を予測できるのに、漫然と看過したというようなほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態と理解する見解もあるが⁵、被害救済の観点からは、「ほとんど故意に近い」という限定は妥当とは言えない。

第4 おわりに

今般の改正による取消権の拡充等は多岐にわたる。本稿は「基本編」として、全体を一通り概説するまでにとどまるものだが、各規定の詳細な解釈論については、今後論じたい。

- 1 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者契約法』92頁以下(第2版増補版、平成27年)
- 2 反対に、不実告知と不利益事実の不告知で重要事項の範囲は異なることになったと指摘する見解として、山本豊「不利益事実の不告知と重要事項」法律時報1105号23頁(日本評論社、平成28年)
- 3 第196回国会衆議院本会議(平成30年5月11日)
- 4 消費者委員会消費者契約法専門調査会第44回議事録13頁
- 5 上野一郎ほか「消費者契約法改正の概要」NBL1128号58頁(商事法務、平成30年)